

## ◎開発行為に対する指導内容（生涯学習課）

精華町内において開発行為を行うときは、その場所が「周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）」の範囲かどうか、確認してください。（宅地開発指導要綱第6条：文化財の保護）

○次のいずれかの方法で確認してください。

- (1) 京都市町村共同統合型地理情報システム（遺跡地図）で確認する。

<http://g-kyoto.gis.pref.kyoto.lg.jp/g-kyoto/top/select.asp?dtp=671>

- (2) 生涯学習課の窓口（庁舎3階 教育委員会）で問い合わせる。

- (3) 生涯学習課へファックス（fax. 0774-94-5176）で問い合わせる。

※(2)(3)の場合、下記の資料が必要です。

- ・住宅地図 又は 地形図（1/2500）に、工事予定地を“○印”で示し、住所を明記したもの。
- ・連絡先（会社名、担当者名、電話番号 等）

土木工事等を計画されている場所が、周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲内であるときは届出が必要です。工事（土木工事等）に着手する60日前までに、「埋蔵文化財発掘の届出書」を京都府教育委員会に届け出なければなりません。（文化財保護法第93条）

- ・届出書の書式は、下記の町ホームページよりダウンロードすることができます

。

<https://www.town.seika.kyoto.jp/kakuka/shogai/1/kannkoubunnka/2586.html>

- ・届出書は、京都府教育委員会 と 精華町教育委員会の保管分として、2部提出してください。

※必要書類や記載事項の詳細については、生涯学習課までお問い合わせください。

※工事計画を円滑に進めるため、原則として事前に生涯学習課と協議してください。

※工事の内容により、工事立会・試掘調査・本発掘調査の判断がなされます。

○その他の詳細については、町ホームページを参照してください。

<https://www.town.seika.kyoto.jp/kakuka/shogai/1/kannkoubunnka/2586.html>

お問い合わせ先

教育委員会生涯学習課  
TEL0774-95-1907